

議員提出議案第7号

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第
13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年12月6日

提出者	白本和久
賛成者	吉波伸治
〃	中浦新悟
〃	浜田佳資
〃	恵比須幹夫
〃	山田耕三
〃	上村京子
〃	梶井憲子

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。